

# 基準財政収入額の精算制度と減収補填債制度

- ・ 基準財政収入額は、標準的な地方税収入等を算定するものであり、課税実績とのかい離が生じても精算は行わないが、一部の税目については特例として精算制度を設けている。
- ・ これは税収が景気の変動等を敏感に受け、年度ごとの額の変動が大きく、算定額(推計基準税額)と課税実績額との間に著しく格差が生じること等があるため、その算定結果において地方団体の財政運営に与える影響を考慮して、精算又は減収補填債により、算定額(推計基準税額)と実績額の差が是正される。
- ・ 発行された減収補填債については、当該年度の実績額に加算(75%)し、精算額から控除されるとともに、元利償還金は後年度基準財政需要額に算入される。

(1) 当年度の基準財政収入額算定後、税目によっては毎年度ごとの額の変動が大きく、基準財政収入額で見込んだ額と実績とが大きくかい離する場合があります、また、それが地方団体の財政運営に著しい影響を与える場合があることを考慮して、算定に用いた額と実績額との差を是正している。

(2) 是正方法には三つの方法がある。

① 減収補填債の発行

法人事業税等が基準財政収入額の算定において見込んだ収入見込額を下回ると見込まれる場合は、この減収を補填するために特別な地方債(減収補填債)を発行することができ、当該地方団体はその年度の収入が確保される。

この地方債の元利償還金は、後年度の基準財政需要額に算入されることによって財源措置がなされる。

② 普通交付税の精算措置

法人事業税等の算定において算定過大又は算定過小があった場合、①で措置されない額については、翌年度以降の基準財政収入額に加算又は減算される。

なお、法人税割、法人事業税、利子割(交付金を含む。)及び地方法人特別譲与税にあつては、減収補填債の発行による方法と当該精算措置による方法が認められている。

③ 特別交付税による措置

基準財政収入額が著しく過大に算定された場合、当該税収不足相当分を特別交付税により補う場合がある。

[①、②の対象税目]

区 分	対 象 税 目	
	道 府 県 分	市 町 村 分
1. 減収補填債の発行	法人税割、法人事業税、 利子割、地方法人特別譲与税	法人税割、利子割交付金
2. 普通交付税の精算措置	所得割、法人税割、法人事業税、 利子割、地方法人特別譲与税	所得割、法人税割、利子割交付金、 特別とん譲与税

<前年度>

<算定年度>

